



二国間クレジット制度を利用した 代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業

2024年3月

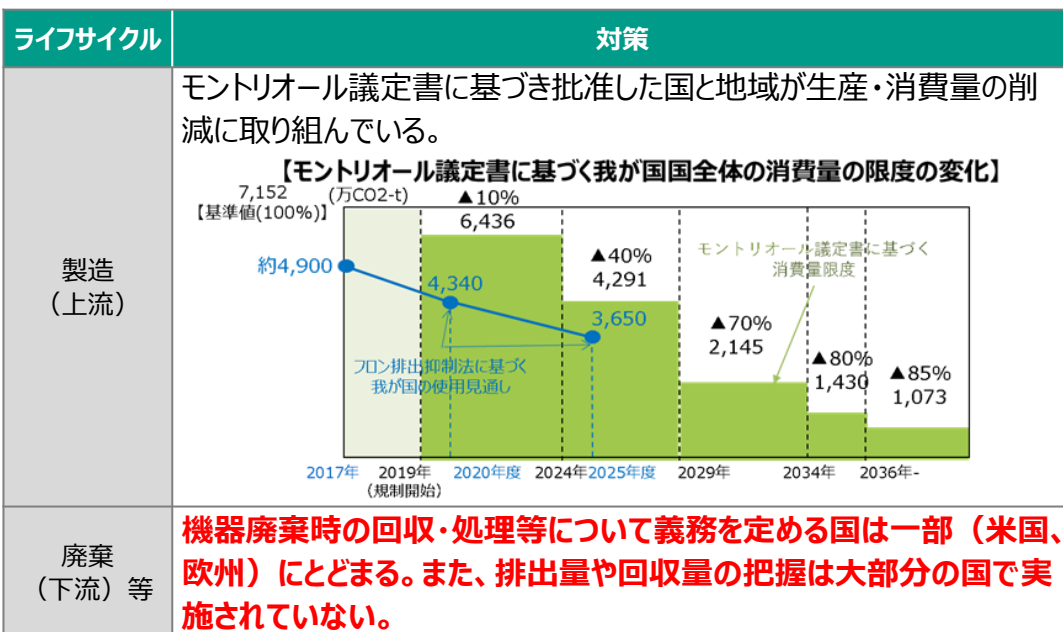
環境省 地球環境局

地球環境局地球温暖化対策課 フロン対策室



背景：フルオロカーボン対策の国際展開の重要性

- 高い温室効果を持つフルオロカーボンの排出を抑制するため、製造から廃棄まで**ライフサイクル全体にわたる総合的な対策が重要**である。
 - 国際的に、モントリオール議定書に基づく製造規制は進められているが、**廃棄時の回収・処理等については**、議定書には規定はなく、国内法により**義務を定める国は限定的**である。
 - モントリオール議定書を改正し、温室効果の大きい代替フロン（HFC）を対象に追加（キガリ改正）。しかし、**製造規制を実施しても**、市中ストックに対する回収・処理等の措置を講じなければ、**排出量は2030年頃に約20億トン-CO2まで増加する見込み**である。※出典：オゾン層破壊の科学アセスメント2018
- ⇒ **我が国がリードするフルオロカーボンの回収・処理技術等**を、制度が未整備な**途上国等**に**積極的に展開**することにより、温室効果ガスである**代替フロンの確かな削減**を目指していく。



フロンのライフサイクルマネジメントのイメージ



概要：代替フロン（HFC）の回収・破壊事業



途上国等で大気中に放出される代替フロン（エネ起CO2以外の温室効果ガスの一つ）を、JCMを通じて回収・破壊することで、温室効果ガス排出量を削減。

令和5年度予算：61百万円

必要経費について定額補助
（1件あたり最大57百万円）

環境省

クレジットの発行後、日本政府に納入

国際コンソーシアム（日本の民間団体を含む）

代替フロン使用機器
（空調等）のメーカー

代替フロン使用機器
を所有する事業者

回収・運搬事業者（リサイ
クル・スクラップ事業者）

破壊事業者
（既存設備の活用も可）

目的

代替フロンを大気中に放出せずに回収・破壊することで、JCMによるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目的とする。

補助対象

- ◆ 回収・破壊スキームの検討・構築
- ◆ 回収・破壊するための設備・機器の導入
- ◆ 回収、運搬、破壊、測定の実施

事業実施期間

最大3年間

（例：1年目にスキームを構築、2年目に設備・機器の導入、3年目に回収から測定まで実施）

補助対象要件

使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊活動を行うこと。
JCMプロジェクトの登録及びクレジットの発行を目指すこと。

フロンJCM事業 これまでの実施事業（参考）

2018年度～2020年度

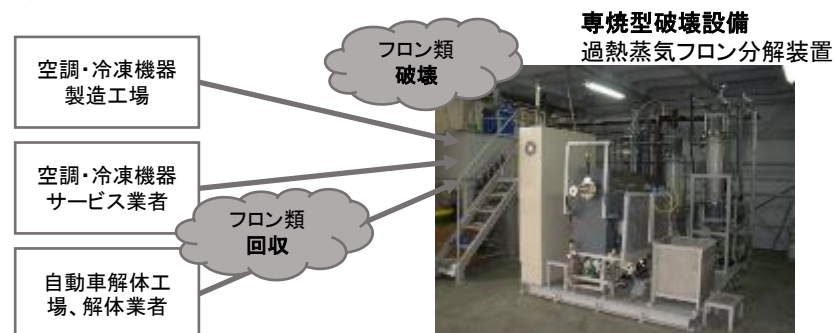
廃棄物焼却施設を活用した フロン類の回収破壊スキームの導入事業（ホスト国：タイ）



タイのバンコク及びその周辺で実施。既存の廃棄物焼却施設を活用し、温室効果を有するフロンの破壊処理を行うことにより、GHG排出削減を実現する。

代表事業者：DOWAエコシステム株式会社

ベトナムにおけるフロン類の回収スキーム 構築・専焼型破壊施設導入事業（ホスト国：ベトナム）

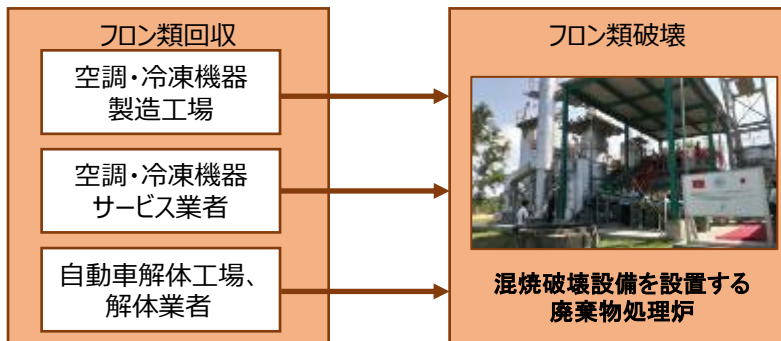


ベトナム国ハノイ近郊で実施。現地で産業廃棄物処理業を営むThuan Thanh社の工場内に専焼型破壊設備を導入。

代表事業者：丸紅株式会社

2021年度～2023年度

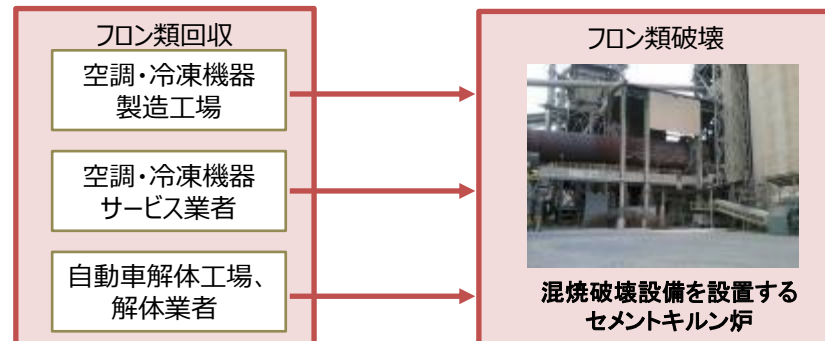
ベトナムにおけるフロン類の回収スキーム 構築・混焼型施設導入実証事業（ホスト国：ベトナム）



ベトナム国フエ周辺で実施。現地で産業廃棄物処理業を営むHEPCO社の既存の廃棄物処理炉を活用して破壊。

代表事業者：丸紅株式会社

フィリピンにおけるフロン類の回収・破壊スキーム構築事業 （ホスト国：フィリピン）



フィリピン・マニラ地域で実施。現地でセメント業を営むHolcim Philippines社のセメントキルン炉を活用して破壊。

代表事業者：丸紅株式会社